

一、最新中国法令

- [财政部、国家税务总局关于扩大全额退还增值税留抵税额政策行业范围的公告](#)
[国家税务总局关于扩大全额退还增值税留抵税额政策行业范围有关征管事项的公告](#)

【发布单位】财政部、国家税务总局

【发布文号】财政部、国家税务总局公告 2022 年第 21 号、国家税务总局公告 2022 年第 11 号

【发布日期】2022-06-07

【内容提要】将制造业等行业按月全额退还增值税增量留抵税额、一次性退还存量留抵税额的政策范围，扩大至“批发和零售业”、“农、林、牧、渔业”、“住宿和餐饮业”、“居民服务、修理和其他服务业”、“教育”、“卫生和社会工作”和“文化、体育和娱乐业”企业（含个体工商户）。

【法令全文】请点击以下网址查看：

财政部、国家税务总局关于扩大全额退还增值税留抵税额政策行业范围的公告

<http://szs.mof.gov.cn/...>

国家税务总局关于扩大全额退还增值税留抵税额政策行业范围有关征管事项的公告

<http://www.chinatax.gov.cn/...>

- [上海市人民政府办公厅关于印发《上海市 2022 年优化营商环境重点事项》的通知](#)

【发布单位】上海市人民政府办公厅

【发布文号】沪府办发〔2022〕10 号

【发布日期】2022-06-07

【内容提要】该通知提出企业登记便捷、税费缴纳灵活、融资服务升级、跨境贸易便利等十方面措施。其中包括：

- 企业变更、注销全程网办。进一步优化完善在线登记，推进变更、注销等事项网办，为内外资企业提供申请、审查决定、结果送达等全流程网上服务。
- 推动高新技术企业外债便利化额度试点、一次性外债登记试点及融资租赁公司母子公司外债额度共享业务试点。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<https://www.shanghai.gov.cn/...>

一、最新中国法令

- [增值税未控除税额全额退还政策の対象業種を拡大することに関する財政部、国家稅務總局による公告](#)
[增值税未控除税额全额退还政策の対象業種拡大に係る徴収管理事項に関する国家稅務總局による公告](#)

【発布機関】財政部、国家稅務總局

【発布番号】財政部、国家稅務總局公告 2022 年第 21 号、国家稅務總局公告 2022 年第 11 号

【発布日】2022-06-07

【概要】製造業等の業種を対象に増値税増量未控除税額を月ごとに全額還付し、未控除税額の残額を一括して還付する政策の対象業種を「卸売及び小売業」、「農業、林業、牧畜業、漁業」、「宿泊及び飲食業」、「居住サービス、修理及びその他サービス業」、「教育」、「衛生及び社会奉仕」及び「文化、スポーツ及び娯楽業」企業（個人事業主を含む）へと拡大する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

増値税未控除税额全额還付政策の対象業種を拡大することに関する財政部、国家稅務總局による公告

<http://szs.mof.gov.cn/...>

増値税未控除税额全额還付政策の対象業種拡大に係る徴収管理事項に関する国家稅務總局による公告

<http://www.chinatax.gov.cn/...>

- [「上海市 2022 年ビジネス環境最適化の重点事項」公布に関する上海市人民政府弁公庁による通知](#)

【発布機関】上海市人民政府弁公庁

【発布番号】滬府弁発〔2022〕10 号

【発布日】2022-06-07

【概要】本通知において、企業登記の簡素化、納税手続きの弾力的な運用、融資サービスの高度化、クロスボーダー貿易の円滑化など、10 項目の措置を打ち出している。それには以下のものが含まれる。

- 企業の変更、抹消手続きの完全オンライン化。オンライン登記手続きをさらに最適化、改善し、変更、抹消などの事項のオンライン化を推進し、国内資本・外資企業に申請、審査決定、結果送達などのプロセスをオンライン上で行えるようにする。
- ハイテク企業を対象とする所定の金額を限度とした外債借入利便化試行措置、外債の一括登記試行措置及びファイナンスリース会社の親会社と子会社間における外債枠共有業務を試行する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<https://www.shanghai.gov.cn/...>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、里兆解读

- [法律视角下《关于加快建设全国统一大市场的意见》的解读](#)

2022年04月10日，中国中共中央、国务院发布了《[关于加快建设全国统一大市场的意见](#)》（以下简称“《意见》”）。从性质上来看，这是一份传达中国执政党和国家战略方针政策的党政机关公文，而不是一份具有强制执行力的法律文件。但作为一份顶层制度设计的纲领性文件，其内容涉及到了中国各行业和各领域，关系重大。本文将在对《意见》出台的背景进行简要介绍后，从法律角度选取我们认为的较为重要的制度规则进行一定解读。

《意见》出台的背景分析

《意见》在“指导思想”中明确，要在中国全国范围内建立一个“全国统一的市场制度规则，打破地方保护和市场分割，打通制约经济循环的关键堵点，促进商品要素资源在更大范围内畅通流动，高效规范、公平竞争、充分开放”的“全国统一大市场”。

“统一市场”这一概念并非《意见》首次提出。早在2013年中国共产党的十八届三中全会上就提出了要“建设统一开放、竞争有序的市场体系”，此后在中国共产党的十九大以来的历次全会中也多有提及。从新闻媒体的报道和专家学者的分析来看，本次《意见》提出要“加快”全国统一大市场的建设步伐，这是国内外环境诸多因素综合作用的结果。

国内环境因素包括但不限于：以经济建设、地方财政指标为导向的官员升迁考核标准，致使各地为了提升本地GDP和地方税收，倾向于发展和保护本地企业，由此形成了地方保护主义；各地之间的制度与规则不统一，导致国家层面的制度规则未能在地方得以完整地贯彻实施；执法标准不一影响公平公正；严格的户籍制度与社会保险制度在转移衔接上的不畅阻碍了劳动力的自由流动；等等。

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、里兆解説

- [法的観点からみた「全国统一大市場の建設加速に関する意見」](#)

2022年4月10日、中国共産党中央委員会、国务院が「[全国统一大市場の建設加速に関する意見](#)」（以下「『意見』」）を公布した。性質上、「意見」は、強制力を有する法律文書ではなく、中国共産党及び国家の戦略・方針・政策を伝える党政機関による公文書である。しかし、上層部がトップダウンで統括的に策定する綱領的文書として、同「意見」の内容は中国における各業種、各分野にわたり、重大な影響を及ぼすものである。本稿では「意見」の公布に至った背景について簡潔に紹介し、次いで法的観点から、重要と思われる制度・ルールを考察する。

「意見」の公布に至った背景についての分析

「意見」の「指導思想」では、中国全土で「全国统一の市場制度・ルールの構築、地方保護と市場分割の状況の打破、経済の循環を制約する鍵となる行き詰まりの打開、商品・要素・資源のより広範囲におけるスムーズな流通促進、高効率で規範化された、公平な競争が行われる、十分に開放された」「全国统一大市場」を建設することを明確にしている。

「統一市場」という概念が打ち出されたのは、今般の「意見」が初めてではなく、2013年に実施された中国共産党の第十八期中国共産党中央委員会第3回全体会議において「統一性、開放性、秩序ある競争が確保された市場体系を確立すること」が提言されており、その後、中国共産党第十九次全国人民代表大会以降の全体会議においても、幾度となく言及されたことがある。メディアの報道及び専門家・学者の分析意見によれば、今般、「意見」において全国统一大市場の建設を「加速化」することが提起されたのは、国内外環境等の諸要素が相互に影響し合った結果だとしている。

国内環境の要素には、例えば、経済建設、地方財政指標が政府要員昇進の考課基準となっており、各地方では現地のGDP及び地方税收を増加させるために、地元企業の発展のほうに重点を置き、地元企業を保護する傾向にあること（即ち、地方保護主義）、各地方の制度・ルールにバラツキがあるため、国家レベルの制度・ルールが、地方で確実に実施されていないこと、法執行基準がそれぞれ異なり、公平・公正性に影響を与えていること、厳格な户籍制度と社会保険制度との間の整合性

而国际环境因素包括但不限于：全球经济下行、贸易冲突增加、逆全球化浪潮反复，导致中国出口导向型经济受挫；新冠疫情的蔓延和疫情的控制措施严重影响了国际贸易与投资等活动，也对完整产业链等问题提出了更高的要求；等等。

《意见》中重要法律制度解读

《意见》提出了“立破并举”的六方面任务。“立”的方面，包括五方面的“统一”，即：一是市场基础制度规则统一；二是市场设施高标准联通统一；三是要素和资源市场的统一；四是商品和服务市场高水平统一；五是市场监管公平统一。而在“破”的方面，则是要求规范不当市场竞争和市场干预行为。其中，涉及大量法治问题，这与《意见》在“指导思想”中强调的“充分发挥法治的引领、规范、保障作用”是一致的。

以下，我们就从法律视角，对其中涉及的法律制度进行解读。作为一份纲领性文件，《意见》覆盖面极广，所涉法律制度众多，囿于篇幅所限，本文仅就市场准入制度、公平竞争审查制度和反垄断制度这三个制度进行解读。

一、市场准入制度

《意见》第（五）条和第（二十五）条分别从“立破并举”、正反两方面强调实行统一的市场准入制度。其中，《意见》第五条强调要严格落实“全国一张清单”的管理模式并严禁各地区各部门自行发布具有市场准入性质的负面清单；第二十五条指出要清理废除妨碍依法平等准入和退出的规定。

市场准入负面清单制度是指以负面清单的形式列明禁止和限制投资经营的行业、领域、业务等，对清单中禁止准入的事项，市场主体不得进入；对许可准入事项，各类市场主体均可依法提出进入申请，按照准入方式和准入条件合规地进入；对清单以外的事项，各类市场主体皆可依法平等进入。《意见》中的相关内容是对中国已经实行的市场准入负面清单制度的重申。

从制度发展来看，2016年03月，中国国家发

展委已经制定并发布了《市场准入负面清单（第一批）》，但尚未正式实施。由于清单制定和发布的时间较晚，加之清单内容较为笼统，导致清单在实际操作中未能充分发挥其应有的作用。因此，清单的制定和发布未能及时反映市场准入的最新要求，导致清单在实际操作中未能充分发挥其应有的作用。因此，清单的制定和发布未能及时反映市场准入的最新要求，导致清单在实际操作中未能充分发挥其应有的作用。

国际环境的要素には、例えば、グローバル不況、貿易をめぐる争いの増加、ディグローバル化が進んでいることで、中国の輸出主導型経済が後退したこと、また、新型コロナウイルス感染症の蔓延及び感染拡大防止対策によって、国際貿易、投資等の活動に重大な影響を与えただけではなく、サプライチェーンの維持確保等の面で、これまで以上に厳しい試練にさらされていること等が含まれると考えられる。

「意見」における重要な法律制度の考察

「意見」では、「立（制定）」と「破（除去）」を並行して実施し、6つの任務を遂行していくことを提言している。「立」には5つの面の「統一」が含まれる。即ち、①市場基礎制度・ルールの統一、②市場施設の高水準の相互接続・統一、③要素と資源市場の統一、④商品とサービス市場の高水準の統一、⑤市場監督管理の公平・統一。「破」については、市場における不正競争及び市場への干渉行為を規範化することが求められる。その過程において、法治に関係する場面が多分にあると思われるが、「意見」の「指导思想」でも、「法治の役割（牽引役、規範化、保障）を十分に発揮する」ことが強調されている。

以下では、法的観点から、「意見」に係る法律制度を考察する。「意見」は、綱領的文書であるため、その内容は幅広く、それに関係する法律制度も数多くあるが、紙面の都合上、本稿では市場参入制度、公平竞争审查制度及び独占禁止制度という3つの制度のみに焦点をあてて考察する。

一、市場参入制度

「意見」の第（五）条と第（二十五）条はそれぞれ「立（制定）」と「破（除去）」を同時に実行し、正負の両面から、統一した市場参入制度を実施することを強調している。「意見」の第五条では、「全国において一枚のリスト」で管理する方式を着実に実施し、且つ各地区・各部門において市場参入に関するネガティブリストを独自に公布することを厳禁することを強調している。第二十五条では、法に依拠した平等な参入・撤退を阻害する規定を見直し廃止していくことを提起している。

市場参入ネガティブリスト制度とは、ネガティブリストにて、投資経営を禁止・制限する業種、分野、業務等を明記し、リストに記載された参入禁止事項については、事業者は参入してはならず、参入許可が必要な事項については、各種事業者はいずれも法に依拠し、参入申請を行い、参入方式及び参入条件に従い、適法に参入することができ、リスト外の事項については、各種事業者はいずれも法に依拠し、平等に参入することができるという制度をいう。「意見」における当該内容は、中国ですでに実施されている市場参入ネガティブリスト制度を再度表明するものである。

制度整備の面では、2016年3月、中国国家発展改

改委、商務部印发了《市场准入负面清单草案（试点版）》，在天津、上海、福建、广东四地就市场准入负面清单制度展开试点。2018 年底，国家发展改革委、商務部发布了《市场准入负面清单（2018 年版）》，该制度开始在全国范围正式实行。此后，《市场准入负面清单》有过多次调整，政府主管部门通过对清单进行动态调整，逐步减少禁止和限制事项。然而，市场准入负面清单制度实施后，不少地方政府仍然存在自行增设准入条件、设置隐性壁垒的情形。为了全面深入实施市场准入负面清单制度，国家发改委建立了违背市场准入负面清单案例归集和通报制度，对违背市场准入负面清单制度的典型案例和处理情况进行通报。

于外商投资企业而言，在外资进入中国市场时，适用《外商投资准入特别管理措施（负面清单）》进行审查；在外资进入中国市场后，则应按照内外资一致的原则，统一适用《市场准入负面清单》进行管理。我们认为，《意见》中对实行统一的市场准入制度的重申，和实务操作中的制度落实，将有助于各类企业在市场准入领域得到更加公正、平等的对待，同时也将便利企业的迁移及跨区域经营。

二、公平竞争审查制度

《意见》第（六）条、第（二十四）条和第（二十六）条都提及了公平竞争审查，指出要完善公平竞争审查制度、对新出台政策严格开展公平竞争审查、以及制定招标投标和政府采购制度规则要严格按照国家有关规定进行公平竞争审查。

公平竞争审查制度是指政策制定机关在政策制定过程中对其制定的市场准入、产业发展、招商引资、招标投标、政府采购、经营行为规范、资质标准等涉及市场主体经济活动的政策措施严格对照审查标准进行自我审查，评估对市场的影响，防止出台排除、限制竞争的政策措施。中国目前正在逐步建立并完善公平竞争审查制度。

公平竞争审查制度是一种预防性的事前审查制度。中国自 2016 年开始着手建立这一制度。国务院 2016 年 06 月发布《关于在市场体系建设中建立公平竞争审查制度的意见》，提出建立公平竞争审查制度，并从市场准入和退出标准、商品和要素自由流动标准、影响生产经营成本标准、影响生产行为标准四个方面制定了审查标准。2017 年国家发展改革委等部门联合发布《公平竞争审查制度实施细则（暂行）》（以下简称“2017 年《细则》”），对公平竞争审查制度的内容从审查机制和程序、审查标准、例

革委员会、商務部が「市場参入ネガティブリスト案（試行版）」を公布し、天津、上海、福建、広東の 4 か所において市場参入ネガティブリスト制度が試行された。2018 年末、国家發展改革委員会、商務部が「市場参入ネガティブリスト（2018 年版）」を公布し、同制度は中国全土で本格的に実施されるようになった。その後、「市場参入ネガティブリスト」が数回、調整され、政府主管部門はリストを調整することにより、禁止・制限事項を徐々に減らした。しかし、市場参入ネガティブリスト制度が実施された後も、地方政府が参入条件を無断で追加したり、参入障壁を密かに設けるといった状況は少なからず存在している。そこで、市場参入ネガティブリスト制度の実施を全面的に推進するために、国家發展改革委員会は市場参入ネガティブリスト違反事例の集約及び開示制度を構築し、市場参入ネガティブリスト制度に違反した典型的事例及びその処理状況を報告するようにしている。

外商投資企業の場合、外国資本が中国市場へ参入するにあたっては、「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）」が適用され審査を受けることになるが、外国資本が中国市場へ参入した後は、国内資本・外資一致の原則に従い、いずれも「市場参入ネガティブリスト」により管理されることになる。「意見」において、市場参入制度の統一化について再度明確に示されており、また同制度が着実に実施されることによって、各企業が市場参入にあたって、さらに公正、平等に扱われるようになり、また企業の移転及び地区の枠を超えた事業展開の利便性向上にもつながるであろうと考えられる。

二、公平竞争審査制度

「意見」の第（六）条、第（二十四）条及び第（二十六）条のいずれにおいても公平競争審査が言及されており、公平競争審査制度を整備すること、新たな政策の公布に際して、公平競争審査を厳格に実施すること、及び入札募集・応札と政府調達に係る制度・ルールの制定にあたっては、国の関係規定に厳格に従い公平競争審査を実施することが提言されている。

公平競争審査制度とは、政策制定機関が政策を制定する過程において、自ら制定する市場参入、産業発展、投資誘致、入札募集・応札、政府調達、経営の行為規範、資格基準等といった事業者の経済活動に係る政策措置について、厳格に審査基準に従って自己審査を行い、市場への影響を評価することにより、競争を排除・制限する政策措置の公布を防止する制度をいう。現在、中国では公平競争審査制度を徐々に構築し、整備している最中である。

公平競争審査制度は、未然防止を目的とする事前審査制度である。中国では 2016 年以降、当該制度を構築し始めた。国务院が 2016 年 6 月に公布した「市場体系の構築において公正競争審査制度を構築することに関する意見」では、公平競争審査制度の構築を提言し、市場への参入・撤退に関する基準、商品と要素の自由な移動に関する基準、生産経営コストに対する影響の基準、生産行為に対する影響の基準という 4 つの方面から審査基準を制定した。2017 年に国家發展改革委員会等の部門が共同で「公平競争審査制度実施細

外规定、社会监督和责任追究等方面进行了细化。2021年市场监管总局等部门发布的《公平竞争审查制度实施细则》又对2017年《细则》进行了完善。

2021年10月公布的《反垄断法（修正草案）》中，新增了有关公平竞争审查制度的规定作为第五条。我们认为，随着立法者对公平竞争审查制度越来越重视，在修正后的《反垄断法》正式颁布时，这一条款大概率也将会被保留，甚至公平竞争审查制度未来有望上升至法律层面。

我们认为，公平竞争审查制度的建设是一项长期性的工作。清理和废除含有地方保护、市场分割、指定交易等妨碍全国统一市场和公平竞争的各种规定和做法、清理歧视外资企业和外地企业、实行地方保护的各类优惠政策，对新出台的政策严格开展公平竞争审查，这些措施将有助于规范政府权力的行使，防止行政机关滥用行政权力不当干预市场、不当损害市场主体利益，实现各地方各部门对外资企业与内资企业、国有企业与民营企业、本地企业与外地企业的平等对待。

三、反垄断制度

《意见》第（六）条和第（二十二）条都强调了反垄断的相关问题。除行政垄断、公平竞争审查制度外，《意见》还提到了经营者集中和平台反垄断等问题。

《意见》第（二十二）条提出要健全经营者集中分类分级反垄断审查制度。经营者集中是中国《反垄断法》中规定的垄断方式。然而，《意见》中将“分类分级”的监管方式与经营者集中审查相结合的思路系首次提出。根据这一思路，我们理解，从理论上来看，在经营者集中反垄断审查时，对行业进行“分类分级”后确立对应的审查标准的方式可能适用于各个行业。我们认为，这一思路反映了中国未来反垄断审查工作的细致化、精确化走向。

《意见》第（二十二）条中强调要破除平台企业数据垄断等问题。平台经济反垄断是全国统一大市场构建过程中的一个难点问题。2021年02月，国务院反垄断委员会出台了《关于平台经济领域的反垄断指南》（以下简称“《指南》”），用以指导平台经济领域的反垄断执法工作。实践中，平台经济领域频繁出现针对初创或新兴企业的“猎杀式并购”。

則（暫定）」（以下「2017年の『細則』という）を公布し、公平競争審査制度について、審査体制及びその手順、審査基準、例外規定、社会的次元での監督及び責任追及等の面から詳細化している。2021年に市場監督管理総局等の部門が公布した「公平競争審査制度実施細則」は、2017年の「細則」をさらに整備している。

2021年10月に公布された「独占禁止法（改正案）」では、その第5条に公平競争審査制度に係る規定を新たに追加している。立法者が公平競争審査制度を重視する傾向が強まっている中で、改正後の「独占禁止法」が正式に公布された時、当該条項がそのまま残される確率が高い、ひいては将来、公平競争審査制度が法律として格上げされる可能性もあると考えられる。

公平競争審査制度を構築するには長期的な取り組みが必要だと考えられる。地方保護、市場分割、取引相手指定等、全国统一市場の建設と公平競争の妨げとなる各規定、やり方を見直し、廃止すること、外資企業と他地域の企業に対しての不当な扱いがなされている現状及び地方保護主義的な各種の優遇政策を見直すこと、新たに公布された政策に対する厳格な公平競争審査を実施する、といった措置は、公権力の行使を規範化、また行政機関による行政権力を濫用した市場への不当な干渉により、事業者の利益が害されることを防止するのに役立つものであるため、このような措置によって、各地方・各部門においては、外資企業・国内資本企業、国有企業・民間企業、地元企業・他地域の企業のいずれかであるかを問わず、平等に扱うようになるであろうと考えられる。

三、独占禁止制度

「意見」の第（六）条と第（二十二）条は、独占禁止行為に関連する問題に焦点をあてている。行政権力による独占、公平競争審査制度のほか、「意見」では事業者集中及びプラットフォーム企業による独占禁止行為等の問題についても取り上げている。

「意見」の第（二十二）条では、事業者集中に対する分類・等級分けによる独占禁止審査制度を最適化することを提言している。本来、事業者集中は、中国「独占禁止法」に定める独占方式の一つである。なお、「等級分け、分類」による監督管理方式を事業者集中の審査と組み合わせるといった発想は、「意見」において初めて打ち出されたものである。これに基づくと、理論的には、事業者集中に係る独占禁止審査を行うに際して、業種を「分類、等級分け」してから、審査基準を確定する、という仕組みは各業種に適用されていくであろうことが予想される。また、このような発想から、将来、中国の独占禁止審査作業が細分化され、的確に行われるようになるであろうことが窺える。

「意見」の第（二十二）条では、プラットフォーム企業によるデータ独占等の問題を解消することを強調している。プラットフォーム経済における独占禁止法違反行為は、全国统一大市场を構築する上で、一つの難点となると思われる。2021年2月、国务院独占禁止委員会が「プラットフォーム経済分野に関する独占禁止ガイドライン」（以下「『ガイドライン』という）を公布し、同ガイドライン

而《指南》第十九条就是专门针对这类虽未达到申报标准,但可能通过消除潜在的竞争对手实现排除、限制竞争目的的并购行为做出的规定。在执法层面,2021年,国家市场监督管理总局曾多次集中对互联网领域违法实施经营者集中案件处以顶格50万人民币的罚款,其中处罚对象包括多家国内互联网巨头。我们认为,前述立法与执法情况表明中国已经意识到与传统行业相比,平台经济领域有其特殊性,并且中国正在努力保护这一领域的公平竞争。然而,中国在这一领域的反垄断立法和执法均尚处于摸索阶段,具体制度和措施还有待进一步发展和完善。

结语

《意见》中提及的法律制度,既有对现有法律规定的重申,也有对未来法律发展的规划与展望。我们认为,作为一份建设全国统一大市场的纲领性的文件,《意见》中所涉及的法律制度仍较为原则和笼统,至于相关制度将如何细化,在执法与司法中如何落实,仍有待在日后的实践中进一步观察。

(作者:里兆律师事务所 沙晋奕 王思敏)

三、近期热点话题

※企业近期的关注话题(=律师近期的关注话题)

- [停工停产相关问题](#)
- [如何制作“过关”的个人信息跨境传输协议](#)

ンは、プラットフォーム経済分野における独占禁止法執行作業を指導することを目的としている。なお、現状として、プラットフォーム経済分野においてスタートアップ企業又は新興企業を対象とした「キラーアキュイジション」が頻繁に行われている。このような状況に対して、「ガイドライン」の第十九条は、申告基準に達していないが、潜在的な競争相手を消滅させることで競争を排除・制限する目的を実現する可能性のある合併買収行為について、規定を設けている。法執行の面では、2021年に国家市场监督管理总局がインターネット分野における違法な事業者集中事案を多数、集中的に処理し、最大50万人民币の課徴金を課している。その処罰対象には、中国国内の超大手IT企業が多数含まれている。上記した立法及び法執行の現状からみれば、中国はすでにプラットフォーム経済分野が伝統的な業種とは異なる特徴を持つことを認識した上で、この分野における公平な競争の保護に力を注いでいることがわかる。しかし、中国では、当該分野を対象とした独占禁止法の制定及び法執行はまだ模索段階にあり、具体的な制度と措置をさらに整備する必要があると思われる。

終わりに

「意見」で言及されている法律制度には、既存の法律規定を再度明記するものもあれば、将来の法整備の計画及び見通しを示すものもあった。全国統一大市場を構築する綱領的文書として、「意見」において言及されている法律制度については、原則的、包括的な内容しか記載されていない。係る制度をどのように詳細化し、法執行及び司法においてどのように着実に実施していかについては、今後もその動向を注視していかなければならない。

(筆者:里兆法律事務所 沙晋奕 王思敏)

三、トピックス

※企業が最近注目している話題(=弁護士が最近注目している話題)

- [操業・生産停止に伴う問題](#)
- [「標準的な」個人情報越境伝送契約書の作り方](#)